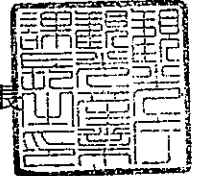




観観産第648号
平成23年3月18日

(社) 全国旅行業協会会長 殿

観光庁観光産業課長



東北地方太平洋沖地震を踏まえた、通達「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について」(平成19年9月13日付け国自旅第139号)の柔軟な運用について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島原子力発電所の事故を受けて、国土交通省自動車交通局長から(社)日本バス協会会長に対して、平成23年3月18日付けで下記の内容の通知がされているので、了知するとともに、貴協会傘下会員に対して周知徹底するようよろしく取り計らわれたい。

記

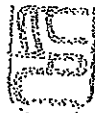
東北地方太平洋沖地震の発生及び東京電力福島原子力発電所の事故により、罹災地域から避難する住民や支援要員の輸送が必要となっているところであるが、人命救助及び復興の円滑化の観点から、主としてこれらの者を対象として罹災地域内での輸送を行う場合又は罹災地域とその他の地域との間の輸送を行う場合、平成23年3月11日(金)より平成23年4月10日(日)までの間のものについては、標記通達I.1を柔軟に運用することとする。

具体的には、輸送を要請する文書の有無を問わず、罹災地域からの避難、罹災地域への支援、その他これに準ずる目的のための輸送要請があった場合は、臨時の営業区域を設定できることとし、事後も含めて申請手続きは不要とする。

なお、監査を行う場合に当該緊急的な輸送と通常の輸送とを区別できるようにするために、①輸送依頼元、②輸送日時、③輸送目的、④輸送経路を記録し、輸送の日から1年間保存するものとする。

以上

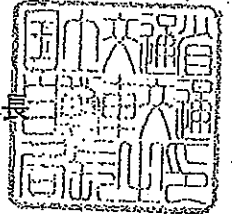
添付：国土交通省自動車交通局長から(社)日本バス協会会長あて通知
(平成23年3月18日付け国自旅第227号の2)
「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について」
(平成19年9月13日付け国自旅第139号)



平成23年3月18日
国自旅第227号の2

社団法人 日本バス協会会長 殿

自動車交通局長



東北地方太平洋沖地震を踏まえた、通達「一般貸切旅客自動車運送事業における
臨時の営業区域の設定について」(平成19年9月13日付け国自旅第139号)
の柔軟な運用について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
貴協会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られた
い。

(別 添)

平成23年3月18日
国自旅第 227 号

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震を踏まえた、通達「一般貸切旅客自動車運送事業における
臨時の営業区域の設定について」(平成19年9月13日付け国自旅第139号)
の柔軟な運用について

東北地方太平洋沖地震の発生及び東京電力福島原子力発電所の事故により、罹災地域
から避難する住民や支援要員の輸送が必要となっているところであるが、人命救助及び
復興の円滑化の観点から、主としてこれらの者を対象として罹災地域内での輸送を行う
場合又は罹災地域とその他の地域との間の輸送を行う場合、平成23年3月11日(金)
より平成23年4月10日(日)までの間のものについては、標記通達I. 1を柔軟に
運用することとする。

具体的には、輸送を要請する文書の有無を問わず、罹災地域からの避難、罹災地域へ
の支援、その他これに準ずる目的のための輸送要請があった場合は、臨時の営業区域を
設定できることとし、事後も含めて申請手続きは不要とする。

なお、監査を行う場合に当該緊急的な輸送と通常の輸送とを区別できるようにするた
めに、①輸送依頼元、②輸送日時、③輸送目的、④輸送経路を記録し、輸送の日から1
年間保存するものとする。

また、本件については、社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申
し添える。

○一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について

〔平成19. 9. 13 国自旅第139号
国土交通省自動車交通局旅客課長
から各地方運輸局自動車交通部長
・沖縄総合事務局運輸部長あて通
知〕

標記については、「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について（平成11年12月13日付け自旅第128号、自環第241号）」に基づき処理しているが、大規模なイベントの開催等により大量の団体旅客輸送が発生し、当該地域等の一般貸切旅客自動車運送事業者の輸送力のみではこれらの輸送の需要に応じられない場合がある。

また、技術革新により開発された特殊なバス車両の有益性等について、大規模なイベントの開催等に併せて広く周知する場合が生じている。

今後、こうした場合の取り扱いについて、下記のとおり定めたので、その趣旨を十分理解の上、遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本件については、社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

Ⅰ 臨時の営業区域を認める範囲

1 輸送力不足への対応を目的とした営業区域の設定

大規模なイベントの開催等による一時的な輸送需要量の増加に対して、当該地域等の一般貸切旅客自動車運送事業者のみでは輸送力が不足すると見込まれる場合であって、次のすべての要件に適合する場合に、臨時の営業区域の設定を認めることとする。

なお、輸送力不足の判断に当たっては、リフト付バス等、一定の旅客に適切に対応を図るための車両に特化したものを含むものとする。

- ① 臨時の営業区域の設定により供給される輸送力が、当該イベントの開催等に伴い不足する輸送力を補う範囲内のものであること。
- ② 運送する期間が限定されていること。
- ③ 国又は地方公共団体（これらの者が後援、支援する協議会等を含む。）から文書による輸送要請があること等臨時の営業区域の設定を行うに当たり正当であると認められる事由が存在すること。
- ④ 適切な運行管理・整備管理を行う上で必要となる事業用自動車の保管場所及び運転手の休憩・仮眠・睡眠施設を確保する計画を有していること。
- ⑤ 事業規模の拡大に該当する申請となるため、申請者が「一般貸切旅客自動車運

送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」(平成11年12月13日付け自旅第128号、自環第241号)別紙2(2)のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。

2 車両の特性を生かした輸送を目的とした営業区域の設定

一般貸切旅客自動車運送事業者が保有する技術革新により開発された低公害車等の特殊なバス車両を、普及・広報等の目的のため大規模なイベントの開催等に併せて運行させるなどの場合は、原則として、当該地域に営業区域を有する一般貸切旅客自動車運送事業者に当該バス車両の使用を変更して対応することとし、道路運送法第15条の事業計画の変更を行うこととするが、これによりがたい事情があり、やむを得ず臨時の営業区域の設定が必要などときには、次のすべての要件に適合する場合に、臨時の営業区域の設定を認めることとする。

- ① 車両の使用の変更ができない正当な理由があること。
- ② 運送する期間が限定されていること。
- ③ 国又は地方公共団体（これらの者が後援、支援する協議会等を含む。）から文書による輸送要請があること等臨時の営業区域の設定を行うに当たり正当であると認められる事由が存在すること。
- ④ 適切な運行管理・整備管理を行う上で必要となる事業用自動車の保管場所及び運転手の休憩・仮眠・睡眠施設を確保する計画を有していること。

II 臨時の営業区域の認可に当たっての留意事項

- 1 本件に係る事業計画の変更認可は、原則として、輸送需要が発生することとなる地域を管轄する地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が行うものとする。
- 2 適切な運行管理及び整備管理を行わせること。